

第65号議案

「平成28年度 HATOプロジェクト e安全学習研修会」の後援名義使用承認について

上記の議案を提出する。

平成28年11月8日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

平成28年10月18日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 国立大学法人大阪教育大学

住所 (所在地) 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1

代表者名 (ふりがな) くりばやし すみお
栗林 澄夫

代表者連絡先 (事務担当者) 大阪教育大学
大学改革強化推進事務室長 石場 一浩
072-978-3483

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催 **後援** 名義を使用いたすべく、申請します。

記

事業名	平成28年度 HATOプロジェクト e安全学習研修会		
実施期間	平成28年 12月 15日 (木)		
	平成28年 12月 15日 (木)	(1日間)	
実施場所	東京学芸大学附属竹早小学校		
事業内容	目的※	北海道教育大学 (H)、愛知教育大学 (A)、東京学芸大学 (T)、大阪教育大学 (O) 4大学で連携し進めている安全・防災教育のプログラム開発プロジェクトで開発したe-learningシステムの研修を実施し、小学校・幼稚園教諭が児童や園児に犯罪被害に巻き込まれる危険の発生を予防する力を身につけるための方策を学ぶ。	
	内容	講習・演習など	
	対象者	幼稚園・小学校教諭等 (参加予定人員 40人)	
	参加費	無料	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	日本教育大学協会 (申請中)、小金井市教育委員会 (申請中)、国分寺市教育委員会 (申請中)、小平市教育委員会 (申請中)		
備考	一切の経費負担は大阪教育大学で行います。		
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに 同意する ・ 同意しない			

※ 「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

平成 28 年度 HATO プロジェクト e 安全学習研修会
(e 安全学習普及員養成セミナー) 開催要項



1. 趣 旨

平成 24 年度より北海道教育大学(H)・愛知教育大学(A)・東京学芸大学(T)・大阪教育大学(O)の 4 大学は国立大学改革強化推進補助事業「大学間連携による教員養成の高度化支援システムの構築－教員養成ルネッサンス・HATO プロジェクト」を開始し、教員養成教育が抱える諸課題を協働で解決できる体制の整備と、全国の教員養成系大学・学部とのネットワーク化を図り、日本における教員養成の高度化支援システムの構築に向け、事業展開を行っています。

このうち、大阪教育大学を主幹大学として展開しております「先導的実践プログラム部門 安全・防災教育のプログラム開発プロジェクト」は、大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターを中心とし、わが国の小学校における安全教育の一層の推進に資する取組として、児童・生徒の自己効力感や自尊感情を育み、登下校時や放課後における危険予測能力や危険回避能力を高めるとともに、犯罪・災害の被害に巻き込まれる危険の発生を予防することを目的としたデジタル教材の開発を進めております。また、大阪教育大学が新たに推進しているセーフティプロモーションスクール(SPS)の活動に関わる教員や、学校園及び地域における子どもの安全確保のための活動を展開しておられる関係者へ本プロジェクトの成果が共有・活用されるべく、インターネット環境に接続しなくても利用可能な教材としての社会実装の推進に努めております。

しかしながら、これらの e 安全学習教材を用いて子どもたちに安全教育を効果的かつ着実に進めていただくためには、本教材の利用を希望される教員に、事前に教材の構成理念に関する理解や具体的な活用実践方法の習得のための講習を受けていただく必要があります。そこで e 安全学習教材を用いた e 安全学習研修会を開催し、その修了者を「e 安全学習普及員」(有効期間 3 年間)として認定することを通じて、わが国における安全教育教材の普及と人材の育成に取り組んでいきたいと考えております。

本研修会はこれまで大阪府において開催して参りましたが、本事業の成果をより広く公開していくため、このたび東京都内にて開催する運びとなりました。わが国の安全教育の推進を図るため、皆様のご参加をお待ちしております。

2. 主催、共催及び後援

(主催) 大阪教育大学

HATO プロジェクト先導的実践プログラム部門 安全・防災教育のプログラム開発プロジェクト

(共催) 東京学芸大学附属竹早小学校

(協力) 東京学芸大学

(後援) 日本教育大学協会 (申請中)

文京区教育委員会 (申請中)

小金井市教育委員会 (申請中)

国分寺市教育委員会 (申請中)

小平市教育委員会 (申請中)

3. 日 時

平成 28 年 12 月 15 日 (木) 13:00~16:45

(12:30~13:00 の間に受付を済ませてください。)

4. 会 場

東京学芸大学附属竹早小学校 PC 教室 (東京都文京区小石川 4-2-1)

5. 対 象 (定員 40 名)

- ① e 安全学習教材の利用を希望する小学校・幼稚園の教諭
- ② HATO プロジェクトで e 安全学習教材を用いた授業を実施する予定の小学校教諭
- ③ e 安全学習教材の活用を希望する子どもの安全確保のための活動に従事する地域の団体関係者

6. 内 容

①受付 (12:30~13:00)

②開会あいさつ (13:00~13:10)

③講習 (13:10~13:50)

「e 安全学習教材の構成理念について」

大阪教育大学 学校危機メンタルサポートセンター長 教授 藤田 大輔

④演習 I (13:50~14:30)

「e 安全学習教材 (防災領域) の活用について」

大阪教育大学 学校危機メンタルサポートセンター 准教授 豊沢 純子

⑤演習 II (14:50~15:30)

「e 安全学習教材の活用方法について」

大阪教育大学 学校危機メンタルサポートセンター 准教授 後藤 健介

⑥報告 (15:30~16:00)

「e 安全学習教材を用いた授業実践の成果と課題」

東京学芸大学附属竹早小学校 教諭 宮田 諭志

⑦質疑応答 (16:00~16:30)

⑧閉会行事 (16:30~16:45)

事務連絡 (e 安全学習普及員認定手続きについて)

7. 費 用

無 料 (ただし事前申込が必要です。)

なお、今回の e 安全学習研修会を受講された方に、e 安全学習のデジタル教材 (犯罪からの安全領域) を記録した DVD [デモ版] と、e 安全学習普及員の認定証を発行します。

8. 参加について

受講を希望される個人ごとに、下記 Web ページによりお申し込みください。

(URL) <http://hato-project.jp/index.html>

(1) 申し込み期限 平成 28 年 11 月 30 日 (水) 17:00

(2) 申し込み方法 上記 HATO プロジェクト Web サイトよりお申し込みください。

(3) 問い合わせ先 大阪教育大学 学校危機メンタルサポートセンター Tel: 072-752-9903

※受講申し込みが募集人数(40名)に達した場合は、受付を締め切らせていただくことがあります。

教員養成開発連携機構規程

〔平成25年5月9日〕
規程第21号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人北海道教育大学(以下「北海道教育大学」という。), 国立大学法人東京学芸大学(以下「東京学芸大学」という。), 国立大学法人愛知教育大学(以下「愛知教育大学」という。), 国立大学法人大阪教育大学(以下「大阪教育大学」という。)(以下「四大学」という。))による教員養成機能の強化・充実を図ることを目的とした「大学間連携による教員養成の高度化支援システムの構築－教員養成ルネッサンス・HATOプロジェクト－」(以下「HATOプロジェクト」という。)に関する協定書に基づき設置される、教員養成開発連携機構(以下「機構」という。)の目的及び業務の範囲等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(機構の目的)

第2条 機構は、四大学の連携により、各大学の強みを生かしつつ教員養成機能の強化・充実を図ることを目的とし、更には、全国の教員養成系大学・学部と連携・協力を促進し、日本の教員養成の諸課題に積極的に対応することを目的とする。

(機構の事務所)

第3条 機構は、主たる事務所を東京学芸大学に置く。

(機構長及び副機構長)

第4条 機構に機構長及び副機構長を置き、機構長は東京学芸大学長をもって充て、副機構長は、北海道教育大学長、愛知教育大学長、大阪教育大学長とする。

(構成)

第5条 機構に、機構の運営等に関する必要な事項を審議するため教員養成開発連携機構会議(以下「機構会議」という。)を置く。

(機構会議)

第6条 機構会議は、第4条に定める機構長及び副機構長をもって構成する。

2 機構会議は、機構の最高の意思決定機関とし、機構の運営に関する重要な事項を審議する。

3 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

4 機構会議は、構成員全員の出席がなければ会議を開くことはできない。ただし、構成員に事故あるときは、当該大学の理事等がその職務を代行する。

5 議決を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

(運営会議)

第7条 機構会議の下に、機構の事業計画、組織、予算及び決算等の審議を行うため教員養成開発連携機構運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

- 2 運営会議は、原則として第8条で定める四大学の教員養成開発連携センターの長及び四大学の事務局長で構成する。
- 3 運営会議は、前項に掲げる者の代理として、各大学の学長が指名する者の出席を認める。
- 4 運営会議について、必要な事項は別に定める。

(教員養成開発連携センター)

第8条 機構に教員養成開発連携センター(以下「センター」という。)を置き、東京学芸大学に設置するセンターを、HATOプロジェクトの活動の拠点とするとともに、他の三大学にも同一名称のセンターを置き、連携・協力して事業計画を遂行する。

- 2 四大学のセンターにはセンター長を置き、各大学の理事もしくは副学長をもって充てる。また、必要に応じて副センター長を置くことができる。
- 3 第1項の規定に基づき設置するセンターには、IR部門、研修・交流支援部門、先導的実践プログラム部門を共通に置き、四大学の各部門が連携・協力して事業計画を遂行する。
- 4 第3項に規定する部門のほか、四大学のセンターに必要な部門を置くことができる。
- 5 部門には部門長を置くことができる。
- 6 四大学のセンターについて、必要な事項は四大学がそれぞれ別に定める。

(事務局)

第9条 機構の運営等に関する庶務は、機構長が所属する大学の事務局が他の三大学の協力を得て行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、機構会議の議を経て機構長が定める。

附 則

この規程は平成25年5月9日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

国立大学改革強化推進補助事業

「大学間連携による教員養成の高度化支援システムの構築

～教員養成ルネッサンス・HATOプロジェクト～」 構成員名簿

●教員養成開発連携機構

	大学名	職名	氏名
機構長	東京学芸大学	学長	出口 利定
副機構長	北海道教育大学	学長	蛇穴 治夫
	愛知教育大学	学長	後藤 ひとみ
	大阪教育大学	学長	栗林 澄夫

●教員養成開発連携機構運営会議

大学名	職名	氏名
北海道教育大学	教員養成開発連携センター長	阿部 修
	理事・事務局長	石川 良二
愛知教育大学	教員養成開発連携センター長	中田 敏夫
	理事・副学長・事務局長	上口 孝之
東京学芸大学	教員養成開発連携センター長	松田 恵示
	理事・副学長・事務局長	中村 信一
大阪教育大学	教員養成開発連携センター長	入口 豊
	理事・副学長	松岡 正和

注 構成員は平成 28 年 10 月 1 日時点のものです。

国立大学法人大阪教育大学 役員名簿（平成 28 年 4 月 1 日）

職名	氏名
学長	栗林 澄夫
理事・副学長	入口 豊
理事・副学長	岡本 幾子
理事・副学長	中西 正人
理事・副学長	松岡 正和
監事	窪田 邦倫
監事	山西 美明